

被保険者（市町村国民健康保険加入者） のみなさまへのお知らせです

平成30年4月から国民健康保険制度が変わります



- 国民皆保険を将来にわたって維持していくため、これまでの市町村に加え、県も国民健康の運営に加わります
- 資格管理（被保険者証等の発行）や保険料（税）の賦課・徴収、保険給付、保健事業等の身近な業務は、これまでどおり市町村で行います

Q&A



- Q. 加入や脱退、住所変更の手続きは？

これまでどおり、お住まいの市町村が窓口となり、加入脱退、住所変更の手続きを行います。

- Q. 保険証（被保険者証）は、どうなるの？

これまでどおり、お住まいの市町村から交付されます。

- Q. 改めて加入の手続きをするの？

改めて加入の手続きは必要ありません。



Q&A

- Q. 保険料（税）の払い方（納付方法）はどのようなのです？

これまでどおり、市町村が決めた納期、納付方法（口座振替等）により納付していただきます。

- Q. 納税通知書（納付書）は、どのようなのです？

これまでどおり、お住まいの市町村から送付されます。

- Q. 保険料（税）はどのようなのです？

これまでどおり、市町村が保険料（税）の賦課・徴収を行います。

県は、医療費水準や所得水準に応じた、市町村ごとの納付金の額と、標準保険料（税）率を示します。市町村は、標準保険料率を参考に、それぞれの算定方式などに基づき、保険料（税）率を決定します。

Q&A

- Q.療養費や高額療養費などの手続きは、これまでと変わるの？

これまでどおり、療養費や高額療養費の給付の手続きは、お住まいの市町村窓口で行っていただきます。

県内の他市町村への転出した場合でも、転出前と同じ世帯であることが認められるときは、高額療養費の多数回該当が、県単位で通算されるようになります。

- Q.特定健診などの保健事業は、これまでと変わるの？

これまでどおり、特定健診や特定保健指導などの保健事業は、お住まいの市町村が実施します。



市町村の国民健康保険担当課一覧



山梨県 福祉保健部国保援護課 055-223-1466

市町村名	担当課	電話番号	市町村名	担当課	電話番号
山梨市	市民課	0553-22-1111	昭和町	町民窓口課	055-275-8264
甲州市	国保年金課	0553-32-5173	中央市	保険課	055-274-8545
韮崎市	市民課	0551-22-1111	南アルプス市	国保年金課	055-282-7248
都留市	市民課	0554-43-1111	北杜市	市民課	0551-42-1331
大月市	市民課	0554-23-8037	道志村	住民健康課	0554-52-2113
甲府市	国民健康保険課	055-237-5362	西桂町	税務住民課	0555-25-2121
富士吉田市	市民課 国民健康保険室	0555-22-1111	山中湖村	税務住民課	0555-62-9973
笛吹市	国民健康保険課	055-261-2043	忍野村	住民課	0555-84-7796
市川三郷町	町民課	055-272-1105	富士河口湖町	住民課	0555-72-1114
富士川町	町民生活課	0556-22-7209	鳴沢村	住民課	0555-85-3082
早川町	町民課	0556-45-2519	上野原市	市民課	0554-62-3112
身延町	町民課	0556-42-4804	小菅村	住民課	0428-87-0111
南部町	住民課	0556-66-3405	丹波山村	住民生活課	0428-88-0211
甲斐市	保険課	055-278-1665			